

2026年5月27日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	学校法人大東文化学園
法人代表者	理事長 石井淳子
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-5399-7309

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成
↓付議
○常務会：遵守状況の確認・了承
↓
○学園監事：点検内容の確認
↓
○常務審議会：遵守状況の報告承認
↓
○理事会：遵守状況の報告承認
↓
○評議員会：遵守状況の報告
↓公表
○ステークホルダー
↓報告
○私大連

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則1-1及び1-2のとおり、寄附行為、建学の精神等に基づき、自主性と独立性を確保しながら、自律的に法人を運営している。

遵守原則1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p> <p>建学の精神・大学の理念を踏まえ、教育・研究・社会貢献・国際化、運営・ガバナンスを軸とした基本方針に基づく10年間の中長期計画「DAITO VISION 2033」を策定しており、本計画の施策は、毎会計年度の事業計画と連動させ具体化し、年度毎の事業報告をもって進捗状況を示している。</p> <p>中長期計画の見直しは、進捗状況や外部環境の変化等を踏まえ定期的に行なうこととしており、計画開始3年目を迎えた2025年度に実施した。また、自己点検・評価委員会が客観的な検証を行い、その結果に基づいて計画を変更・修正できる体制を整えている。変更の際には策定時と同様に評議員会への諮問を経て、理事会で決定している。</p> <p>中長期計画「DAITO VISION 2033」、事業計画及び事業報告は、大学Webページを通じて広く公表している。</p> <p>(中長期計画) https://www.daito.ac.jp/information/activity/ (事業計画) https://www.daito.ac.jp/information/open/number/ (事業報告) https://www.daito.ac.jp/information/open/number/?year=2025</p>

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本学園は、執行(理事会)と監視・監督(評議員・監事)の役割を明確化したうえで、執行機関内と機関間での建設的な協働と相互けん制が機能する体制を構築している。</p> <p>「学校法人大東文化学園寄附行為」「理事会の業務及び運営に関する規則」、「理事職務権限基準」「評議員会運営規則」、その他の規則に基づき、執行機関である理事会は、理事会の活性化と実効性の観点から外部理事を3分の1とし、評議員会は学内、卒業生、学識者の3区分で均等に配置することで相互けん制を図っている。理事会、評議員会いずれも各構成員による活発な意見交換が行われている。</p> <p>監事については、法務、会計、教学の各専門家で構成され、理事会からの独立性、監視機能の実効性を確保しており、三様監査の観点から、監査室、監事、会計監査人の間では、定期的に会議を設け意思疎通を図っているほか、理事会への定期報告を実施している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則2-1及び2-2のとおり、建学の精神等に基づく多様な人材を育成し、教育研究活動とその成果を通じて社会や地域に貢献している。

遵守原則2-1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	建学の精神・教育理念に基づき、有益な人材の育成を目的として、大学の教育・研究水準の維持・向上及び社会的使命の達成に努めている。「三つのポリシー」に関しては、全学教務委員会を中心に各学部・学科において整合性チェックを行うとともに、副学長を中心とした「法人・大学点検評価委員会」による内部質保証システムの運用を通じ、教育の質の継続的な向上を図っている。また、外部評価委員会による客観的な検証結果を次年度の計画に反映させるサイクルを確立し、組織運営の活性化と教育水準の維持に努めている。その他、教員の教育力を高めるFD活動のほか、学修ポートフォリオによる学習成果の可視化、IRデータの活用を通じ、エビデンスに基づいた修学支援を展開している。国際化の対応については、多様な留学生の受け入れと国際共修科目の設置、在留支援などの環境を整備している。社会の要請に応えるべきリカレント教育については、推進方針および計画を明確化しているものの、今後は大学の教育資源をさらに活用した新規プログラムの開講など、実施体制の拡充を課題として認識している。これらの取り組みにより、社会の要請に即した価値を提供し続けている。

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学は、社会貢献を公共的使命の中核と位置づけており、「社会連携・社会貢献に関する方針」を掲げるとともに、中長期計画の柱にも挙げ、地域連携センターを中心として地域交流や社会貢献活動の推進に努めている。現在は、9自治体との地域連携協定や埼玉東上地域大学教育プラットフォームを通じ、産官学の多様な対話と連携を推進している。また、オープンカレッジの開講に加え、特色ある活動として、農産物の鉄道輸送による食品ロス削減プロジェクトの取り組みや、本学の教育の特色を活かした「書道」を通じ、板橋区教育委員会協賛を得て中高生対象の「書初め大会」を実施するなどの社会貢献活動を展開している。その他、研究インテグリティに関する規程を新たに制定し、研究倫理の確保と研究基盤体制の強化を進め、地域・社会からの信頼性向上にも寄与している。今後は、地域連携センター以外の部局における活動集約等を通じ、全学的な社会貢献活動の更なる推進に向けた取り組みを強化する。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則3-1、3-2及び3-3のとおり、常に法令を遵守しつつ、健全な大学運営について、信頼を得られるよう制度整備を行うとともに、積極的な情報公開を行うことにより透明性の確保に努めている。

遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	監事3名のうち1名を常勤とし、選任基準に基づいた専門性を確保することにより、多角的な視点からの監督機能を維持している。 「学校法人大東文化学園監事監査規程」に基づき、理事会や評議員会等の重要会議への出席や意見を述べる権限を定めるほか、補助職員の配置により迅速な資料提供を図り、実効性のある監査体制を整えるとともに、継続性の観点から同時交代を避ける運用を行っている。 また、会計監査人は、理事長との定期的なディスカッションや、年2回監事及び監査室三者による協議・意見交換を実施している。これにより、潜在的なリスク要因から直近の経営課題、さらに中長期的な財政の見通しまで幅広く共有し、連携強化と透明化の向上を図っている。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事、監事、評議員の選任については、「寄附行為」に加え、各選任機関において選任規程等を定めている。解任に関しては、「寄附行為」「理事会の業務及び運営に関する規則」等を定め、手続きの透明性を図っている。また、理事会による執行監督を強化するため、理事長・常務理事の業務執行状況に加え、リスク管理の状況を四半期毎に報告するサイクルを確立している。さらに、監事、監査法人、内部監査による「三様監査」の連携や、評議員が理事会に対し事前に意見を述べる仕組みを整え、相互牽制機能の実質化を図っている。利益相反を防止するため、理事の競業取引等に関する理事会への報告・承認を行い、役員報酬規程の外部公表を行なっている。その他、「内部統制システム整備の基本方針」を定めるとともに、内部通報に関する諸規定を整備し、通報窓口（内部・外部）の設置、弁護士や専門コンサルタント法人との相談体制等を構築している。これらに加え、教職員への定期的な研修や職務執行状況の継続的な見直しを行なうことで、内部統制の実質化を図っている。

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「学校法人大東文化学園情報公開規程」を定め、情報公開の方針を明確にし、寄附行為の内容及び財務諸表、中長期計画や事業計画書、事業報告書のほか、3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れ方針」）、自己点検評価、認証評価や外部評価結果、財務書類並びに、法人出資による事業会社に関する状況など、大学Webページを通じて、教育研究活動に係る情報やそれを支える経営に係る情報を広く公表している。また、情報公開にあたっては、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう配慮し、財務状況については、図表や学校法人会計の解説を加えるなど、読み手が理解しやすい形で公開するよう努めている。さらなる積極的な情報発信を図るため、現在「ブランディング広報戦略検討ワーキンググループ」を設置し、ホームページのリニューアル化を通じ、最適かつ迅速な情報伝達を可能にする体制を構築中である。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則4-1及び4-2のとおり、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展のため、諸規定を実質的に機能させるとともに経営基盤の強化を図り、自律的な大学運営に努めている。

遵守原則4-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会および評議員会における議論の実質化を目的として、ICTを活用し、開催1週間前までの資料提供を徹底している。事前の内容確認を可能とするほか、資料の追加・修正にも適宜対応できる仕組みを構築している。寄附行為に基づき、外部人材のバランスを考慮した定数として理事（10～15名）と評議員（36名）を適切に定めるとともに、機動的かつ深い議論が可能な体制を維持している。 評議員の構成については、ガバナンスの有効性を高めるため、「役員及び評議員選任基準」に基づき、評議員は学内・卒業生・学識経験者、各3分の1（12名ずつ）としたうえで、多様性の確保への配慮を規定し、学外の多様な視点を積極的に取り入れるよう、また特定の立場に偏らないバランスの取れた相互牽制機能を確保している。 外部人材に対しても適切に情報伝達と意見聴取の機会を設けており、学園運営の透明性の確保に努めている。

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本学は、中長期計画「DAITO VISION 2033」を経営上の基軸とし、その実現に向けた単年度の事業計画・事業報告を評議員会への諮問を経たうえで理事会において決定している。これにより、経営上の課題や取り組み状況、成果等の共有化を図っている。財務状況の公開にあたっては、グラフや図表を用いた推移資料に会計特有の解説を付すことで、学内外の関係者における理解容易性の向上に努めており、これにより、経営状況の透明性を高め、説明責任を適切に果たしている。</p> <p>補助金申請や公的研究費の管理については、複数担当者による相互チェック体制を構築するとともに大学執行部との定期的な情報共有体制を整備し、適正な経理処理の徹底を図っている。</p> <p>また、中長期計画「DAITO VISION 2033」において外部資金獲得強化を課題に掲げ、体制強化を進めており、寄附募集を重要業務とする専門部署を設置し、卒業生との関係強化を通じた持続的な資金調達基盤の構築に取り組んでいる。</p>